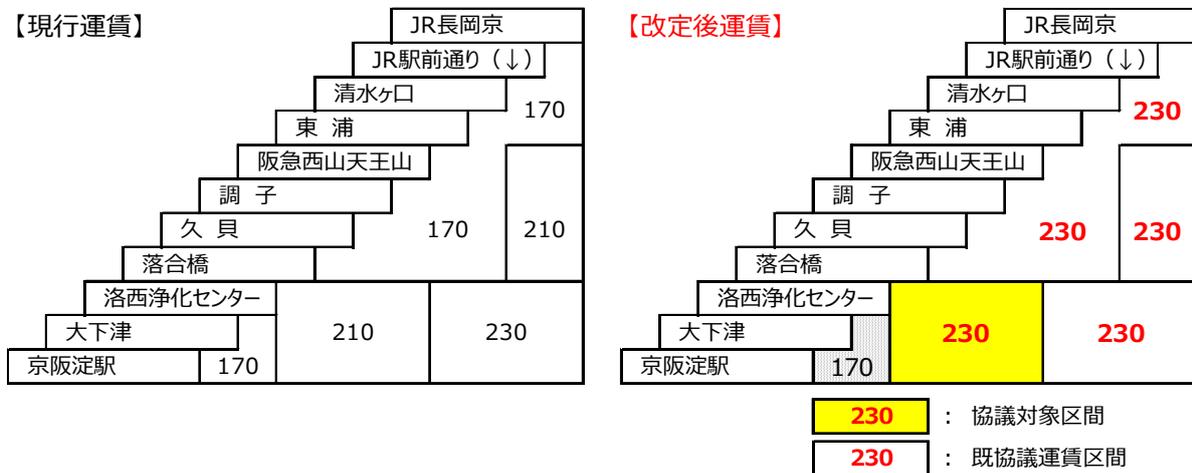




◆協議を申し出る運賃の額



◆協議を申し出る運賃の適用方法

- ①当該運賃は、淀長岡京線において、「京都市域～長岡京市域間を跨ぐ区間」を利用する旅客に適用する。
- ②大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。
  - ・大人運賃…中学生以上の者
  - ・小児運賃…小学生の者
- ③以下に該当する旅客に対する運賃の割引(片道普通旅客運賃の5割引)は次のとおりとする。
  - ・身体障がい者手帳の交付を受けている者および介護人  
(事業者において介護人を必要と認める場合)
  - ・知的障害者の療育手帳の交付を受けている者および付添人  
(事業者において付添人を必要と認める場合)
  - ・児童福祉法の適用を受けている者および付添人  
(事業者において付添人を必要と認める場合)